

| | |
|------|-------------|
| 文書名 | 見直し実施規程 |
| 管理番号 | C 0 9 - 0 9 |
| 承認日 | 2018年3月11日 |

認証に関する業務の手順等見直し実施規程

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務の手順等の見直し実施の手順を明らかにすることである。

(責任)

第2条 会長は認証に関する業務の手順等の見直し会議（以下「見直し会議という）を定期的に行う。

(見直し会議の開催)

第3条 会長は少なくとも年1回見直し会議を開催する。

2 前項の規定にかかわらず会長が見直しを必要と判断した場合は臨時に会議を開催することができる。

(見直し会議の構成員)

第4条 会長は、見直し会議の構成員として検査員・判定員・認証業務部長・認証業務主任のほか、判定委員を招集することができる。

(見直し会議の実施)

第5条 見直し会議では以下の事項を含んだ内容を討議する。

- (1) 認証業務規程
- (2) 認証業務規程別表
- (3) 内部規程
- (4) 各種マニュアル類
- (5) 各種作業文書
- (6) 公平性リスクの特定

2 見直し会議では以下の情報を効果的に用いる。

- (1) 農林水産消費安全技術センターによる監査結果、公平性委員会の審査結果および内部監査結果
- (2) 認証業務に関係する認証申請者、認証事業者および利害関係者からの苦情等
- (3) 不適合業務の是正措置および予防措置の状況
- (4) 前回までの見直し会議の結果についての改善状況
- (5) 目的の達成状況
- (6) 方針及び目標を定め、その目標を達成するためのシステムに影響をおよぼす可能性のある変更（組織の変更、規程類の変更、資源の変更等）

(7) 異議申立ておよび苦情処理に関する情報

(見直し会議の結果)

第6条 会長は見直し会議の結果について有効に用い、以下の点に関して決定と処置を行う。

- (1) 認証機関の運営およびその遂行に関する有効性の改善
- (2) 認証業務の改善
- (3) 資源の必要性

(見直し会議の議事録と管理)

第7条 会長は見直し会議において討議された事項について議事録を作成し、別に定める文書管理規程に基づいて管理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか認証に関する業務の手順等の見直しに関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2010年3月1日から適用する。
2. 2012年 6月30日改定
3. 2012年12月15日改定
4. 2013年 2月23日改定
5. 2014年 1月 6日改定
6. 2014年 6月28日改定
7. 2014年12月 6日改定
8. 2017年 2月24日改定
9. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効